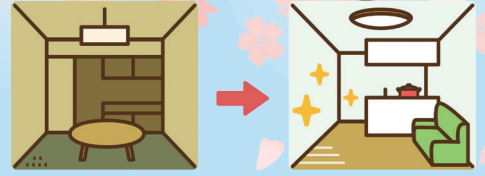


住まい快適促進助成事業

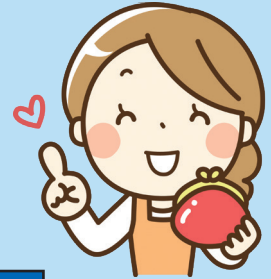
最高20万円!

令和3年4月1日～令和6年3月31日まで

町では、地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の施工業者に発注して、個人の住宅の増改築等のリフォームを行う場合に、その一部を助成する事業を3年間延長しました。



※住まい快適工事とは、住宅の機能維持又は機能向上のために行う修繕、補修、模様替え、改築、増築、設備改善等を言います。



◆助成対象者

- ・住宅の所有者で、申請する年の1月1日以前に町内に住宅を有する人
- ・町税等を滞納していない人

◆助成対象工事

- ・町内の施工業者により、住宅本体に係る機能維持・住環境の向上のために補修、改善、改修、増築、減築等の工事で工事費が10万円を超える工事
- ・補助金の交付決定後に着手するもので、交付決定された年度末までに工事が完了するものに限り
- ・住宅に係る町の他の補助事業を受けられる場合は対象となりません

◆助成対象住宅

- ・現に本人又はその家族の居住の用に供する住宅
- ・店舗等が併存する供用住宅のうち、本人又はその家族の居住の用に供する部分が30%以上
- ・マンション等の集合住宅は、本人又はその家族の専有する部分
- ・建築基準法に適合している住宅

◆助成金額

- ・対象工事費の10分の2以内
ただし、20万円を限度とし、千円未満は切り捨て
- ・本事業の助成は同一の住宅について一回限り

助成申請に必要な書類

- ①助成金交付申請書
 - ②住まい快適工事の見積書
 - ③施工計画図面
 - ④工事前の状態を撮影した写真
 - ⑤対象となる住宅の案内図
 - ⑥その他町長が必要と認める書類
- ※委任申請をする場合は、委任状を添付してください。



注意

◆交付決定前の工事着工は助成対象になりません。必ず、交付決定通知が届いてから工事を始めてください。
◆商工会が発行している「長和の里地域いきいき券」での支払いはできません。

◆町では、電話や訪問によるリフォームや耐震診断などの委託・勧誘等は一切行っていません。